

市民が主体のまちづくり

～名寄市自治基本条例～

今月号では、「名寄市自治基本条例」が定める「市民」の権利と役割や責務、「市長」「市長等(行政)」「市職員」の役割と責務について紹介します。

第11条

市民の権利・役割

本条では、市民はまちづくりの基本原則で示された「市民参加」と「情報共有」の権利に基づき、自発的な意思によりまちづくりへ参加するものとしています。

また、まちづくりにおいては、市民自らがその主体であることを自覚するとともに、多様な価値観が存在することを踏まえ、市民が互いの意思を尊重し、連携・協力によるまちづくりを進めることを定めています。

第12条

市民の責務

本条では、市民が自発的な意思によりまちづくりへ参加するにあたっては、公共的な視点に立って市民全体の福祉の向上および市の未来や次世代への影響について考慮するとともに、自らの発言と行動に責任をもつよう定めています。

また、より良いまちづくりを進めるためには、市民の責務として「相応の負担」があることを定めています。

相応の負担とは、納税の義務のほか、安全安心のための活動などに参加するといった自発的な役務の提供などを示しています。



市民

まちづくりの主体としての自覚を持ち
みんなで力をあわせて、積極的に
まちづくりに参加します。

第15条

市長の役割・責務

本条では、市長は市民の代表としてその信託に応え、条例の基本理念や基本原則等に基づき、地方自治の理念に適った市民主体のまちづくりの実現に向けて、公正かつ誠実に市政運営を行うよう定めています。

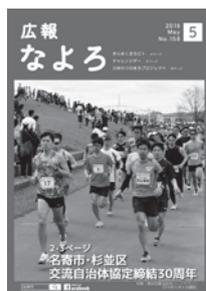
第16条

市長等の役割・責務 ※市長等=議会、議員、市長、その他執行機関

本条では、市長等はまちづくりに関する情報や考え方などを市民に明らかにし、透明性の高い行政運営を確保するほか、政策の立案や実施、総合計画の策定等において市民の意見が適切に反映されるよう努めることを定めています。

また、市長等は円滑な行政運営を進めるため、適材適所の職員配置を行うとともに、職員の能力開発や人材育成を図り、効率的な行政運営に努めることを定めています。

- ・議会報告会
- ・まちづくり懇談会
- ・市長室開放事業
- ・職員採用における社会人枠の設定など多様な人材の登用
- ・人事交流
- ・職員研修 など



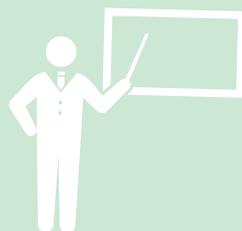
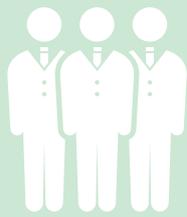
- ・議会広報
 - ・市広報の発行
- 具体的な取り組み**

第17条

市職員の役割・責務

本条では、市職員が行政運営に携わり職務を遂行するうえでの心構えを定めています。市職員は市民全体の奉仕者としての自覚をもち、公正かつ誠実に職務を遂行するものと規定されています。

また、特定の分野に限らず広い視野に立ってまちづくりを行う専門スタッフとしての自覚をもち、必要な知識や技術を身につけて能力向上および市民が互いに連携・協力したまちづくりを進めていくための環境づくりや支援に努めるよう定めています。



- ・職員提案制度による業務改善の提案
 - ・職員研修
 - ・自主グループによる研修
 - ・出前トーク など
- 具体的な取り組み**